

〈資料紹介〉

大内青巒の神道論——『神道弁論』——

林 淳

解 説

大内青巒（以下、青巒と略す）は、曹洞宗の在家仏教者として明治、大正時代を生き、仏教界のみならず、ジャーナリズム、仏教研究、学校教育、社会活動において足跡をのこした人物として知られている。その活動の時期は長く、活躍した場面は広く、多方面にわたっており、一つのジャンルのみで評価することは容易ではない人物といえよう。本稿は、青巒が行なった演説の記録である『神道弁論』を翻刻するものである。彼の思想的な展開と関連づけて、筆者のわかる範囲でこの資料の価値を説明したいと思う。まず青巒の活動のなかで特徴的な出来事を、以下列

挙しておきたい。

(一) ロシア司教のニコライからの聞き書きをまとめた『尼去来問答』が発刊され評判をえると、『駁尼去来問

答』を執筆しキリスト教を論難

(二) 通仏教的な在家主義を提唱

(三) 明治初期から十年代までは、開明的啓蒙的思想家として行動し、信教の自由、政教分離を求めて政府の

大教院の政策に反対

(四) 明治二十年代には、禅浄一致、尊王奉仏を提唱し、国家主義的な行動をとる

(五) 在家主義の団体である和敬会、曹洞扶宗講社など

大内青巒の神道論（林）

をつくり、あわせて雑誌や出版活動も行なう

（六）『洞上在家修証義』を編纂

多彩な活動家で、多種の雑誌、新聞の編集、刊行にも関わった青巒の活動のなかで、上記のトピックは特徴的なものを取り出してみたに過ぎない。このなかで、（二）、（五）について詳しく見ていくことにしよう。

島地黙雷が、大教院からの真宗諸派の離脱を指揮して大教院解散に追い込んだことは、周知のことであろう。青巒は、黙雷とともに大教院分離にむけて活動していた。大教院分離にいたる経緯について、阪本是丸の説明を紹介しよう。

「八年一月、島地は東本願寺の石川舜台と連署で太政大臣三条実美、左大臣島津久光、右大臣岩倉具視に宛てて大教院分離の早期断行を求める建白書を呈出。左院および正院は、もはや大教院分離を認める以外にないと思慮したと思われる。この後、左院は三月二十二日付で正院に、臨時御用取調掛の草した「教部省ヲ処分スルノ建

議」を正院に上申、議院官とはいえ政府機関内部から教部省廃省論が呈されたことは甚だ重い意味を持つていた。結局この案は左院の廃止等もあつて採用されなかったが、左院および政府首脳も大教院分離は勿論のこと、教部省の廃止による信教自由・政教分離はもはや避けがたい局面にさしかかっていることを悟つたであろう。左院が廃された直後、大内青巒は正院宛に「宗教管理ノ衙門ヲ置クヲ要セサルノ議」を呈出したが、正院係官は「大ニ見ルヘキモノアリ因テ供高覧候也」として三条太政大臣、参議板垣退助等に上陳した。かくて五月三日大教院での神仏合同布教の差止が発せられ、大教院分離運動は一応の結着をみた¹（傍線、林）

青巒は、黙雷が組織的に行なつた大教院分離運動を助けて、自らも積極的に活動した。教部省が仏教独自の布教を認めようとせず、神道色の強制を図つたため、黙雷、青巒は教部省の政策に反対したのであった。政府のなかにも欧米の宗教事情を实見してきた木戸孝允、伊藤博文などのように欧米の政教分離の制度を意識していた人たちがお

り、やがて大勢は、大教院分離を認め、後に教部省廃止に踏み切ることになった。この件では黙雷のみが突出して語られるが、青巒を含めることによって大教院分離運動は、たんに浄土真宗による反政府運動であつたと見ることはできなくなる。

明治八年五月に大教院が解散した直後、青巒が主唱して、黙雷、渥美契縁が協力して、尚和会が結成された。明六社などの結社に刺激されて、通仏教的な情報交換の会合としてスタートし、仏教系結社の先駆となつた。やがて尚和会のあとをうけて、明治十二年一月に青巒が発起人代表となつて、和敬会が結成される。各宗派を代表する高僧、学僧が多く、発起人に名をつらねた。設立趣意書において、「是時ニ当リテ其和スベキヲ和シ、其敬スベキヲ敬シ、以テ同道共奉ノ真情ヲ尽サズンバ、其レ何ノ時カヨク和敬ノ道を尽スヲ得ンヤ」とあるごとく、仏教各宗派の間で和と敬をもつべきことを説いている。それとともに護法愛国をも趣旨としている。青巒は、各地において宗教に関心を寄せない知識人を主な対象にした演説会を開き、教化活動を行なつた。和敬会は、千葉、越後高田、武州八王

子、山口、播州、上野下富岡、能登、南越、札幌、小樽などに支部をもち、とりわけ九州地方全域には九州連合各宗協同和敬支部が設立された。

青巒は、明治国家、皇室を肯定し、進んで皇室、およびその祭祀を護持する必要性を説いたが、平田国学流の神道を全面否定する。平田国学は、平田篤胤がキリスト教の造物主神にヒントを得て、造化三神を拝するようにした篤胤宗というべきものだといふ。元来、皇室の祭祀神道は、宗教とは違うものであり、仏教信仰とは両立してきたのである。ところが中小教院では、造化三神、天照大神が本尊として祭られており、一種の宗教になつており、自分の信仰を持つ信仰者にとつては障害になるものである。以上のことを述べて、青巒は、皇室の關係者には、仏教信仰を持っている人も少なくなかつた事実を挙げて、国学者がいう主張が偽りであると論破する。

青巒は、皇室祭祀と宗教とは別の次元であり、両方の必要性を前提に議論を組み立てている。彼の祭祀と宗教を別ける思考は、島地黙雷とともに、欧米の政教分離の理念をふまえて、それにもとづき日本に適用させ、祭祀、宗教を

大内青巒の神道論（林）

再編成しようとしたものである。それゆえに政府の要人たちも、黙雷、青巒の議論を無視できなかったと思われる。

本稿で紹介するのは、明治十七年四月十四日、九州連合各宗協同和敬支部主催で、肥前鹿島普明寺で行なわれた青巒の演説記録である。演説は、水頭積が筆記し、九州和敬支部幹事の加藤恵證が校閲して、冊子として九月に刊行された。それがこの『神道弁論』であり、冊子には『三教弁論』『神道者帰仏略伝』が付録として付された。筆者が閲覧したのは、国会図書館蔵のマイクロフイッシュ版（特67・315）である。以下、翻刻を行なうのは、『神道弁論』の本文、付録である。翻刻にあたっては、通用の字体を使用し、適宜、読点をいれた。

註

（1） 阪本是丸『国家神道形成の研究』（岩波書店、一九九四年）二一六頁。

（2） 池田英俊「大内青巒の教化と教会結社をめぐる思想」『宗教研究』二六八、一九八六年）、同『明治仏教教会・結社史の研究』（刀水書房、一九九四年）の第二章第一節。

付記

翻刻にあたり石黒智教氏、山端信祐氏の助力を得た。感謝申し上げます。いである。

資料翻刻

入道初歩 第二十三回

大内青巒居士演説

佐賀県 土族 水頭 積 筆記
九州和敬支会幹事 加藤 恵證 校閲

○神道弁論

入道の初歩は種々あれども先人の邪見を除くを以て肝要となす辺もあれば、今日は世の神道を謬解誤信して近くは自己の安心立命に迷ひ遠くは国家の大患を引起すをも顧りみざる者を救済して正知正見に向ふの疎歩となさしむべし、
倍世上に神道といふ名のあらはれたるは聖徳太子が十七条憲法を撰定したまひし頃より稍聞ゆれども、其昔は唯我日本宗廟の神祇皇室の御先祖を祭祀するの道にして今の神道

の如く一種の宗教に似たる有様には非ざりし、其後天智天皇の御代にやありけん、今余は旅中にて国史を所持せず諳記のままの談話なれば其名も時代も確實には覚へざれども中臣鎌足公の弟にて卜部の姓を賜はりたる人あり、此人は兄の鎌足と其職務を分ちて神事祭祀を司とり、其子孫連綿吉田家と称し代々神祇伯に任ぜられ神道の大本山とも云ふべき有様なりしかど、此家に司どる神道も今の宗教の如き者には非ず、抑も祭祀の道即ち眞の神道は上古より其式礼もありしことならんか、殊に崇神天皇が天祖伝来の宝器を別殿に安置したまひしより神社と云るもの始まり祭祀の式も一層備はれることなるべし、其祭祀の中に大祓又は鎮魂など云る事は頗る宗教の式に似たる様なれど決して仏教又は耶蘇教等の如き宗教には非ざりし、去れば昔の神道者は大抵仏教を信仰して祭祀は祭祀、宗教は宗教、聊も混乱することなく神祇伯の吉田家に生れたる人にて出家得度して僧となりしも少なからず、己に有名なる兼好法師も吉田家に生れたる人なりし、偕其祭祀の礼式を行ふにつきては上古以来の神々の御履歴をも熟知せねばならぬ事なれば古事記の神代卷など読むことなるが、是等の古書は上代の思

想を上代の語法文法にて記録したる者なれば今世の思想今世の語法文法にて解すること能はず、畢竟之を読む人の知識次第にて種々様々の解説もある事なるが、未だ曾て近代の如く神道を以て宗教の取扱になし、天台眞言等の宗旨に模擬せし事は非ざりし、尤も両部習合など云る事もありたれど是は仏教者の方より神道を此の如く見做したる迄の事にて我日本神道祭祀の礼の本色には非ざるなり、偕又源平争乱の前後より天下一般乱世の姿にて総ての学問おとろへたれば彼の神代卷の如き古書をも能く解する人稀にて古代の和歌を集めたる万葉集の如きも其詩さへ定かには分らず、世に名高き小倉百人一首に載られたる「田子の浦に。うちいでて見れば白妙の富士の高根に雪はふりつつ」とある赤人の歌も万葉集の本歌は「田子の浦や。こぎいでて見れば真白にぞ富士の高根に雪はふりつつ」とあるを読みちがへたる也と云へり、此他古言を誤りテニヲハを遣はせたるなど其弊甚だ多かりしを元禄年間に大阪生玉の園珠庵契冲阿闍梨と云る眞言宗の碩徳が悉曇の学に依て日本の古言を発揮し能く万葉集等の古書を解し得られたり、是は如何なることぞと云ふに一体日本の語言学は五十音を以て本となし

四段の活動二段の活動など云ることを定めて総てのテニヲハを吟味することとなるが、此アイウエオカクケコなど云る五十音は元來梵字の学問即ち悉曇の法に依て弘法大師の定めたまへる者なれば悉曇を学ばざれば日本語学の蘊奥を盡すこと能はざる者の由にて、此事は文部省御蔵版の文芸類纂初卷字志の部に委く記述せられたれば有志の人は其書を披見すべし、然るに近頃無学の輩は小学校にて従前のイロハを廢してアイウエオとなりたるを評しイロハは弘法大師の作にてほとけ仏くさきに依りアイウエオに換ゑられたるなりと云もあるよし、一を知りて二を知らぬ朝三暮四の猿知恵こそ誠に氣の毒なる次第なれ、偕契冲阿闍梨が梵字の学問に依て我国上代の語言を解する由世に名高く聞えければ水戸黄門光圀卿か阿闍梨を水戸に招請し万葉集の講釋を開たまはんとて使者を大阪へ遣はされたれども阿闍梨は固より戒行堅固にて世の名利なき僧なれば諸侯の招請などには応ぜられず、仍て水戸黄門は儒臣安藤なんあき為章と云る人を大阪へ遣はして阿闍梨の弟子となし万葉集の講釋を聞かしめられたれば安藤為章は其聞得たる所を悉く筆記し水戸に持帰りて黄門に伝へまへらせたり、仍て師匠に代るの義にて

此万葉の註を代匠記と名けたるよし、是等の事は安藤為章が撰述せし阿闍梨の伝に見えたれば有志の人は其伝を見るべし、群書類従の中にも載られたりと覚えたり、此の如く契冲阿闍梨の盡力にて古書を読み古語を解する道開けければ之に次て加茂の真淵まぶちと云ふ人おこり、次に本居宣長もとおいで詞の八衢やちまたなど云る著述もあり、大に語学の基礎を定められたるに契冲と真淵と宣長を国学の三大家と称することなりし、然るに本居宣長の門下にて平田篤胤と云る人あらはれ江戸増上寺乃ひ越前永平寺等にて広く仏書を閲し又或人の説に依れば窃かに耶蘇教をも学びたるよしにて師匠宣長の説を信ぜず同じ古事記の上に於ても師匠の古事記伝をば外になし別に古史徴と云ふ書を作り古事記の序文に參神作二造化之首とある語を種として耶蘇教の造物主神に附会し宛然一種の宗教を製作して儒仏兩教を壓倒し天下の士民を誑誘して自己の信徒となさんとせり、是に於て従前政事上の祭祀神道と大に其轍を異にして同く神道と名けながらも其実は水火氷炭の違ひある一宗教を出現することとはなれり、去れば此演説をなすに便利の為め従前の祭祀神道をば真の神道と稱し新作の宗教神道をは篤胤宗と名て此説を終

るべければ聴衆諸君も其心にて聴受せられよ、偕凡そ古書を読むには自ら古書を読むの眼なければならぬことにて天御中至尊を始め奉り我皇室の御先祖なる神々の御事を記し奉れる神代巻を読むにつけても公平なる心を以て学問の力ある人は文字のままにのみ之を解せず、假令參神作_二造化之首_一とあるにもせよ造化とは何事ぞ首を作すとは如何ならんと着実に心を用ゐて之を読めは神代の事なりとて聊か奇怪なる事もなく不思議の談話にも非ず益々神徳の洪大なることを感戴すべきなり、既に水戸黄門が大日本史を編修せらるる時編修官の一人たりし安積澹伯と云る人（靖猷遺言を著せし人）が其頃天下の泰斗と仰がれたる新井筑後守白石先生へ歴史上の疑はしき所なと書翰にて問たるを白石も亦た書翰にて答へたるを門下の人が編輯して新安手簡と名けたる書籍あり、其中に天の浮橋と云ること及び天御中至尊の事など問たるに答へて天は尊稱の詞にて橋は水を渡る器なり、其水を渡るべき橋の浮たるなれば浮橋とは船のことなり天御は尊稱の詞ふて中_{なか}は地名、主は君主の義なり、中といふ地は九州に在りと云へり、此の如くに古書を解せば神代巻の奇々怪々なるが如き記事も聊か疑はしき事

大内青巒の神道論（林）

なきのみならず天祖天孫の我大日本国を開かせたまふ為に千辛万苦したまへる有様も明かに分り、益々神徳の洪大なるを知り、偕其洪大なる恩徳を蒙むれる天祖の御末孫なる今上皇帝陛下なれば唯現今我々が御恩を受けるのみならず我々の祖先以来数千年間の大恩ある皇室ぞと云ふことも分り皇恩につけては神徳を思ひ神徳につけても皇恩の愈々尊き感すべきに、彼の篤胤宗の宗義の如く天御中至尊を始め天照大神に至る迄も是皆耶蘇教の造物主の如き宗旨上の本尊なりとせば真言宗の大日如来、浄土宗の阿弥陀如来、日蓮宗の十界曼荼羅等と同様にて一宗一派の本尊と云ふまでのことなれば其篤胤宗を信仰する者こそ之を尊とぶべけれども篤胤宗を信仰せざる人は何とて他宗の本尊なる天照大神を尊敬すべきや、同じ仏教中に在りてすら日蓮宗の信徒は阿弥陀如来を禮拜供養せざるに非ずや、況や仏教の外敵なる篤胤宗の本尊を誰ありて尊信恭敬すべき、果して然らば畏れ多くも今上皇帝陛下を他宗の本尊の御末孫と見做し奉るに至るも亦た勢の止むを得ざる所なり、実に恐懼の至りに非ずや、之を国家の大患とは云ふなり、然るに御一新以前より仏教各宗の稍や衰へたる隙を伺ひ士民の無学無

識なるを奇貨となし、国の為と称し皇室の為と唱へ頻りに四方を誘導せしかは士民中これを信仰する人も少からず、程なく御一新となりたれば勤王と云ひ復古と云ふを口実となし頻りに其説を主張せしを朝廷にても一旦は之を採用せられ神祇官神祇省など置るる、因みに宣教使と云ふを置き又教導職と名けて篤胤宗と真の神道とを混淆し祭祀の神官と宗教の教師とを兼任せしめ天台真言等の諸宗僧侶と同様に取扱ひ神仏各宗と併称するに至りたり、然るに明治十年に薩摩の賊徒鎮定せし後は天下全く太平の姿にて文運日々に進歩すれば官府に於ても篤胤宗と真の神道との区別あることを了知せられ、又同じ神道者の中にも真の神道に志ある人は篤胤宗の古道にかなはざること及び皇室の御為ならざることを知り、其他論議百出して既に一大争乱をも引起すへき勢ありしかば、遂に政府の御裁断にて有栖川一品親王に総裁を命せられ先づ真の神道と篤胤宗と（此外に黒住派大社派等もあれども今は論せず）の区別をつけ明治十五年一月廿四日内務省乙第七号を以て自今神官は教導職の兼補を廃し葬儀に關係せざる者とす、但し府県社以下神官は当分従前の通りと達せられたり、蓋し当分との事なれば

遠からず鄉村社の神官迄も葬儀に關することは停止せらるる事なるべし、偕此の如く祭祀即ち真の神道と宗教神道との区別判然たれば假令其身は神官たるも宗教は各自の信仰する所に任せ既に我國の宗廟我君の皇祖なる伊勢神宮の祭主久邇宮二品朝彦親王は其身の神官たるにも抱はず仏教の優婆塞とならせたまへて十善戒を受させられ、殊に此節は真言宗にて取結はれたる十善会の上首を勤め、又天台宗の崇叡会々長をも勤め頻りに仏教弘通に力を蓋さるるに至れり、此の如くありてこそ昔の真の神道にも背かず天祖天神は我國宗廟の神にして我皇上の御祖先なれば何宗派の人たりとも尊敬祭祀せざるを得ざる道理なれども、如何せん彼の篤胤宗の世にあらん限りは其区別まきはしく無智の士民を惑はすこと誠に浅間敷次第なり、然るに彼の篤胤宗を信仰して皇室の損害をも顧みず唯々神葬を勤めて渡世の橋をなす輩は、此節に至ても尚ほ無智の人民を誑誘し朝廷は神葬御主張の御趣意なれば勅奏任の官員には仏葬をなす一人もなし、去れば遠からず天下一般神葬に改めし免らるべしなと云ふ人もある由なるが葬儀の事など論ずるは予の甚だ好まざる所なれども、無智の人の彼等に誑かざる

るか慙れましきに一言以て其惑を解き置くべし、若し夫れ彼等か云ふ如き朝廷の御趣意ならば皇帝陛下の御側に近侍せらるる前の宮内卿にて今の侍従長なる徳大寺実則公か何とて去年の秋に其父なる前内大臣の御葬儀を浄土宗西山派の本山なる粟生の光明寺にて仏葬せられたるや、又祭祀礼式の主務なる式部頭鍋島直大君は其菩提所なる佐賀の高伝寺及び東京麻布の賢崇寺を従前の通り慙懃に供養保護せらるるや、小杉彰仁親王は何とて仏戒を受させたまへるや、井上参議は何とて本願寺の帰敬式を受たるや、佐々木参議、鳥尾中將軍醫總監、緒方維準前軍醫監、佐々木東洋の諸君は何とて優婆塞になられしや、山岡宮内少輔は何とて家財を傾けて鉄舟寺を新建せらるるや、然のみならず禁裏御寺東山泉涌寺の御炎上を幸のこととなさずして頻りに宸襟を悩ませられ宮内省に於て之を再建せらるる是れ何故ぞや、是等の数事にては彼等が妄談は摧破し尽さるべし、都下に住む人は此の如き妄説に惑ふ者もあらざれど避遠の人の気の毒さは此の如き事にだに惑ふ程なれば尊尚なる仏教の道理など解了し得ざるも当然の事にて実の毒なる次第なり、去りながら仏教にては僧侶の身にて在家の葬式を

行ふことを律に禁制し置かれたる程なれば（加藤恵證曰く、此の俗人の葬式を禁ぜられし事及び檀家の葬儀を行ふべき理由あることは東京南鍋町一丁目鴻盟社発兌の大内居士編纂釈門事物紀原初篇に論定しあれば其書を閲すべし）假令我国にては之を行ふべき道理あるにもせよ相成るべくは遠ざくるを善となすことなれば有縁の人民の存命中に能く能く仏法の道理を教へ確實に安心立命の所を得せしめて、偕て其人の死亡せし後は其死骸を篤胤宗の人に与へ彼等が糊口の助けとなさしむるも亦た甚だ可ならずや、釈迦如来五十年間の御説法中に中陰経等の一二部を除く外は死亡者の為に説かせたまへる経はあらずこそ去れば其教法を信仰する仏子仏孫は必らず存命中に自らも利益し他をも利益するこそ肝要なれ、一息裁断の後法を聞くことも仏を礼することも能はざる者ぞかし、故に古人も人身難く受今已受仏法を聞今已聞。此身不_下向_上今生_上更_上向_上何生_上一度_上此身_上と云へり、聴衆諸君領会せられたりや否や、右大内居士肥前鹿島普明寺に於て演説する所予之を筆記して加藤師の校閲を請ひ同志協力して活字に附し普く順逆両縁の諸人に印施しめて王仏二法の利益を諮ること爾

り

明治甲申四月三十日

筆記者 水頭積識

「此書は弘く世間に流布するの志願なれば翻刻勝手たる

へし 第四回 熊本 銅版翻刻」

「三教弁話」

今上天皇皇子明宮様並彰仁親王等の御戒師なる釈雲照教正より大内居士への手簡中に曰く「神道は世教にして「まつりごと」と称し天皇政事を執るに天神先帝に告て世務を執るゆへ第一世間人倫の常道にて報本友始の礼等凡そ儒教と相兄弟せる者と称し候、泰西の教は九十六種の中の梵天外道自在天毘紐びし天外道等の末類と称すべき者にて決して一種の大外道と称すべき程の者にも無之候、如何となれば彼の大外道には戒定恵の三字あり仏法僧の三宝あり（梵天を仏宝とし四ベータダ等を法宝とし出家行道樹下石上に在て度生利人する者を僧法となす）、定は色界定無色界定を修得し天眼等の五神道を得る（有漏の五道者なり、然るに泰西の教には此の如き定門禪那なることを聞かず、而して神道の如きは僧に彷彿たる者にて決して外道と申すまでの者には

無之候、何となれば外道とは十善の中の第十不邪見戒の式に依て一切の外道に入るものに候へば、宋儒理学の如き僻見は却て一種の外道の類と申すべく候へとも堯舜孔子の如きは世教と云べき者にて敢て邪見を主張せず唯日用靈倫の行を急とてやこと委くは慈雲和尚の十善法話第十卷以下（東京鴻盟社にて売捌く都税共七十二錢邪見を明す所に説くが如くなれば外道と称すべき程の者に無之候且つ神道は我国の古礼なれば仏法者より成る丈け助けて支那の祖師方が儒道を取扱はれたる如くに致し度事に御座候、尤も近来の僻神者流は確然一種の小外道にして宋儒の更に一変し腐りたる者の如く又洋教の変化せし者の如く相見へ候、是は國家の爲め神道の爲めにも嘆はしきことに御座候、返す返すも皇国古礼の神道と近來流行の神道と相混ぜざる様に致し古礼の神道をば正法域内（第二の住心）輪王域内の者とし近來の僻神者流をば第一の住心なる邪見小外道と致し度候、例せば梵天帝釈は仏法外護の神なれども梵天外道は邪見を主張し因果を撥無し妄りに梵天能く此天地を造り能く人に禍福を与ふ等と申候故之を外道となすが如し仏法は万物因縁より生じ禍福自ら招くと申候云云」

「神道者帰仏略伝」

○加藤惠證曰く、往昔真の神道者は能く仏法を信ぜり、吉田家の祖卜部兼延兼具等の仏教を信ぜしことは彼の著述名法要集に見え又伊勢の神職にては祭主永頼は蓮大寺を建立し祭主輔親は釈尊寺を開基す、祭主親定は勝善寺を開基し大宮司千枝は大徳寺を建立せり、猶ほ仏寺の願主施主たるのみならず太神宮の神官にして永頼、能隆、為繼、公房、公衡、国元等は皆な職を辞して出家入道せられしことは神官の手に著述せし神国決疑篇にも載せたり、日本古礼の神道は仏教に違背する者に非ざること等は北畠准后親房卿の神代卷纂疏、一條兼良公の允々集等を見よ